

## 【ハラスメント対策マニュアル】

### ○ふろしきにおけるハラスメントに対する基本方針

利用者やそのご家族等によるケア者へのハラスメント（①身体的暴力、②精神的暴力、③セクシュアルハラスメント）により、ケア者が傷つくことはあってはなりません。そのために、事業所は、ハラスメントの予防のための取組み、発生した場合の対応や対策をしっかり講じ、介護者が安心・安全に働くことができるように環境を整えます。その結果、利用者に適切なケアを提供し、やりがいのある職場を構築していきます。

そのための取組として、以下を実践していきます。

### ○ハラスメントを予防するための取組み

- ・事業所として、ハラスメントを予防するために必要な情報をメンバーに提供します。

### ○ハラスメントが発生した場合の対応と対策

- ・ハラスメントが発生した場合に、すぐに担当（サービス提供責任者・コーディネーター）や管理者に報告・相談ができる体制と環境を整えます。
- ・ハラスメントの相談窓口は、訪問管理者であり、訪問ケア会議でメンバーに定期的に周知します。
- ・他のメンバーがハラスメントを受けた場合に、全員でカバーし合える環境を作ります。

### ○ハラスメント防止に向けてメンバーにお願いしたいこと。

- ・ハラスメントを受けたと少しでも感じたら、1人で我慢や対処をしようとせず、すぐに担当（サービス担当責任者・コーディネーター）や管理者に報告・相談してください。他のメンバーがハラスメントを受けている場面を目撃した場合も、同様に報告・相談をしてください。
- ・ハラスメントの予防・対策に関連する事象（例：認知症に関する知識等）の研修を、積極的に受講してください。

## 【ハラスメント対応フローチャート】

(加害者が利用者または利用者ご家族であると想定)

